**(別記13）　（法第３条）許可取消し通知書**

指令第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　年　　月　　日

　住所

　氏名　　　　　　　　様

　　　　　　　 　 　　 〇〇〇農業委員会会長　〇〇　〇〇

　　　　　年　　月　　日付け　　指令第　　号をもってした農地法第３条第３項の規定の適用を受けた同条第１項の許可について、同法第３条の２第２項第１号（第２号）に該当することから下記により当該許可を取り消します。

記

１　当事者の住所、氏名

譲渡人（設定者） 　住　所

　氏　名

譲受人（被設定者） 住　所

氏　名

２　許可を取り消す農地等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所在・地番 | 地　　　目 | | 面　積　(㎡) | 備　　　考 |
| 登記簿 | 現 況 |
|  |  |  |  |  |

３　農地法第３条の２第２項第１号（第２号）に該当する事由

〔教　示〕

１　この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の２第１項の

規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、審査請求

書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、

法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請

求をする場合には、同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）

正副２通を岐阜県知事に提出して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日

から起算して６か月以内に、○○市（町・村）を被告として（訴訟において○○市）（町村）

を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対す

る裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求

に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、審査請求をするこ

とや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その

審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請

求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（記載要領）

１　本文には取り消しの対象となる許可の指令書の日付・番号を記載する。

２　法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏

名をそれぞれ記載する。